

令和5年度 第1回小樽市環境審議会

令和5年10月24日(火)午後3時25分
小樽市役所別館4階 第3委員会室

1 報告事項

- ① 令和4年度版「小樽市の環境」について
- ② 環境影響評価法に係る風力発電事業の進捗状況について

2 審議事項

- ① 第2次小樽市環境基本計画の策定について

<配布資料>

- 小樽市環境審議会委員名簿
- 座席表
- 資料 1 諮問書(写)
- 資料 2 「小樽市の環境」令和4年度<概要>
- 資料 3 環境影響評価法における風力発電事業の進捗状況について
- 資料 4 第2次小樽市環境基本計画の策定について
- 資料 5 第2次小樽市環境基本計画策定スケジュール
- 資料 6 (第2次)小樽市環境基本計画(第1章~第2章)
- 資料 7 アンケート調査及びワークショップの実施について
- 資料 8 市民向けアンケート調査票
- 資料 9 事業所向けアンケート調査票
- 資料 10 環境ワークショップ リーフレット
- 事前配布資料 小樽市の環境 令和4年度版

3 審議会委員

出席(11名)

会長	八木宏樹	副会長	福原朗子
委員	古賀るみ子	委員	斉藤啓一
委員	斎藤 仁	委員	坂本啓典
委員	菅原浩嗣	委員	土田美也子
委員	檜垣直幸	委員	美坂 正
委員	湊 晃一		

欠席(4名)

委員	岡田峰子	委員	小田桐三恵子
委員	川崎太志	委員	山城栄太郎

傍聴者 傍聴者なし

◎開 会

○事務局

皆さんこんにちは。本日はどうぞよろしく申し上げます。

開会前に、事務局からお知らせがございます。本日は傍聴者はありませんが、今回から傍聴席を設けさせていただきました。今後につきましては、原則、審議会は公開とさせていただきたいと思っておりますので、御了承お願いいたします。

○生活環境部次長

皆さん、お疲れ様でございます。時間は若干早いですけれども、皆さんお揃いでございますので、会議を始めさせていただきたいと思っております。

本日は皆様におかれましてはお忙しい中お集りいただきまして、誠に有難うございます。それではただ今より、令和 5 年度第 1 回小樽市環境審議会を開催させていただきます。本日、進行を務めさせていただきます小樽市生活環境部の武田と申します。どうぞよろしく申し上げます。なお、本日の会議ですが出席人が 11 名でございます。委員 15 名のうち過半数が出席されておりますので、小樽市環境審議会規則の定める会議の成立をいたしておりますことを御報告させていただきます。

◎諮問、市長挨拶、新任委員挨拶

(午後 3 時 27 分～)

○生活環境部次長

それでは、次第の「2 諮問」に移らせていただきます。

市長から小樽市環境審議会に諮問をさせていただきます。迫市長から諮問書をお渡しますので、大変恐れ入りますが八木会長におかれましては御起立をいただきまして、お受け取りいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(市長から会長へ諮問書の手交)

はい、ありがとうございます。それでは、市長から御挨拶がございます。

○市長

小樽市長の迫でございます。令和 5 年度第 1 回小樽市環境審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきます。本日は御多忙中のところ、皆様に御参加をいただき、また日頃より本市の環境行政に対しまして、御支援、それから御協力を賜っておりますこと、さらには本年 4 月に本環境審議会から御指導いただきました、小樽市温暖化対策推進実行計画区域施策編でありますけれども、9 月に完成することができましたことに対し、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

温暖化対策につきましては、その区域施策編に基づき、今後取り組んでいくことでありますけれども、市民の皆さんや事業者、行政が一体となり、オール小樽で取り組んでいかなければゼロカーボンの達成は難しいものと考えておりますので、引き続き今後の御指導をいただきたくお願いを申し上げます。

さて、平成 27 年に策定いたしました第 1 次の小樽市環境基本計画が、令和 6 年度に満了を迎えることとなります。この間、パリ協定ですとか SDGs の採択、それからゼロカーボンの表明など、温暖化をはじめとする気候変動などの地球環境問題は毎日のように報道されておまして、市民の皆さんの関心も非常に高まっております。環境基本計画は将来の望ましい環境に向け、市民、事業者、そして市の取組について定めることとしておりますので、こうした時代の変化に即した計画に見直さなければならぬと考えております。

先ほど私の方から小樽市環境審議会に対しまして、第 2 次小樽市環境基本計画について諮問をさせていただいたところでありまして、環境審議会委員の皆様から御意見をいただき、環境行政のマスタープランとしての計画づくりに役立てていきたいというふうに考えておりますので、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。委員の皆さんにはお世話になります。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○生活環境部次長

市長ありがとうございました。市長は公務の都合によりまして、ここで退席をさせていただきます。

○市長

申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活環境部次長

それでは、式次第の 4 番になります、「委員紹介」ということですが、新任の委員の方がお二人参加していただいておりますので、私から御紹介をさせていただきます。

小樽海上保安部次長の菅原委員です。

中央水産試験場資源管理部長の美坂委員です。

また、本日欠席をされておりますけれども、小樽警察署生活安全課長の川崎委員が新任となっております。改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

本日、この環境審議会ですけれども、小樽市環境基本条例の規定に基づく市長の附属機関でございまして、市長の諮問によって、環境基本計画に関することすとか、環境の保全、創造に関する基本的事項について、審議を行い、答申を行うものでございます。本日はこの規定に基づきまして、議題ですけれども、先ほど市長から諮問が

ございました第2次小樽市環境基本計画の策定と、2件の報告事項について御審議を頂きたいと思っております。

それでは早速でございますけれども、環境審議会規則第4条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めるということになっておりますので、以下の進行につきましては、会長をお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

報告事項① 令和4年度版「小樽市の環境」について
～資料2について説明～

(午後3時33分～)

○会長

僭越ですが議事進行を務めさせていただきます、八木と申します。よろしくお願いいたします。座って進行をさせていただきます。それでは、すぐに審議を始めたいと思いますので御協力をお願いいたします。

お手元の次第の「5 議題」と書いてありますけれども、議題の(1)報告事項の①令和4年度版の「小樽市の環境」について事務局に御説明いただきますが、この後、審議事項もございますので要点を絞って簡潔に御説明いただきますようよろしくお願いいたします。また、ボリュームがありますので、大気、水質汚濁、騒音・振動、地球温暖化問題、環境基本計画について分けて進めていただきます。

それではよろしくお願いいたします。

○事務局

環境課の澤田と申します。よろしくお願いいたします。私から、議題(1)報告事項の①、令和4年度版「小樽市の環境」について、御説明させていただきます。

まず、説明させていただく前に、事前にお配りしております「小樽市の環境」令和4年度版について訂正がございます。訂正内容については、皆様へ本日、事前にお配りしておりますが、訂正は2箇所ございます。まず1点目、本編の31ページ、小樽海域の環境基準表の大腸菌群数について、令和4年度から環境基準が改正され、大腸菌群数から大腸菌数となったため、訂正いたします。2点目について、103ページの参考資料中、上から二つ目の項目、大腸菌群数について、こちらも同様の理由により、大腸菌数に訂正いたします。送付後の訂正となり、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

それでは、令和4年度版「小樽市の環境」について御報告いたします。お配りしております資料2「小樽市の環境」令和4年度版<概要>を御覧ください。今回の審議会から「小樽市の環境」の<概要>を作成いたしましたので、<概要>を御覧いただきながら、要点を絞り御説明いたしますが、御質問や御意見は事前にお送りしております本編も含めて頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では、まず1枚目の「I 現況」を御覧ください。はじめに大気汚染についてです。

小樽市は、大気汚染防止法の政令市に指定されており、大気環境の常時監視が義務付けられています。市内 4 か所の測定局で常時監視を行っており、塩谷、勝納、銭函の測定局では一般環境大気、駅前交差点では自動車排出ガスの測定を行っております。概要の表では、環境基準に適應しているものは「○」で示しており、令和 4 年度の測定結果は全ての測定局、測定項目で環境基準を達成しております。なお、各測定局の測定データの速報値は北海道のホームページ、環境省のホームページのそらまめくんというホームページで御覧いただけます。

また、これら 4 か所の常時監視のほか、令和 3 年度までは二酸化窒素について簡易測定を行っていましたが、測定のあり方を見直し、令和 4 年度から廃止することといたしました。廃止の経緯については、本編 6 ページに記載しておりますので御確認をお願いいたします。

続きまして酸性雨についてです。pH5.6 以下の雨を酸性雨と呼び、数値が低くなるほど酸性は強くなります。酸性雨は、大気汚染物質である二酸化硫黄や窒素酸化物などが大気中で雨に溶けることによって生じるとされていて、植物や歴史的建造物へ被害をもたらします。令和 4 年度の小樽市の酸性度は pH5.2 となり、全国平均 pH5.07 と比較して酸性度は弱い結果を示しました。

大気汚染の現状については以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。本編でいうと 6 ページから 21 ページ、この大気汚染につきまして何か御質問ございますでしょうか。

○A委員

窒素酸化物、自動車の排気ガスでよく発生するものですがけれども、最近、電気自動車が増えていますけど、こういうのはデータに現れるのでしょうか。例えば 11 ページの図を見ても、特に減少していないようなので、仮に電気自動車が増えても、こういうのは数値に現れないのかなと。

○事務局

国からの通知においては、電気自動車の使用によってこういった大気汚染物質が減少するというようなことは聞いておりません。今後どのような情報が出てくるかはこの先分かりませんが、今はそのような情報は特にないと認識しています。

○A委員

はい、ありがとうございます。以上です。

○会長

はい、その他どうでしょうか。あとで前に遡っての質問でも構いませんので、先に

進めさせていただきます。

それでは水質関係の御説明を事務局からお願いいたします。本編は 25 ページから 28 ページです。

○事務局

続きまして水質汚濁について御説明いたします。同じく資料 1 枚目の「2 水質汚濁」を御覧ください。

はじめに、環境基準を設定されている河川や海など、公共用水域の常時監視は水質汚濁防止法を所管する北海道が実施しております。小樽市内を流れる河川は環境基準の類型指定はされておらず、常時監視の対象とはなっておりませんが、小樽市では市域の河川環境の状況を把握、保全に関する施策を適正に実施するという観点から、市内の 20 河川において年に 3 回の水質調査を行っております。河川の汚れの評価には、BOD（生物化学的酸素要求量）という指標が用いられ、この数値が高いほど水の中には有機物が多く、水質の汚濁が進んでいることを示し、10mg/L 以下が河川の水質として望ましい程度のラインとされています。こちらの概要の表では、各河川の BOD の年 3 回の平均値と水の汚れの目安を示しております。全体としては、一部、祝津川を除き 10mg/L 未満ではありましたが、祝津川においては 93mg/L と高い結果を示しています。

なお、令和 3 年度までは各河川の上流・下流で採水しておりましたが、下水道接続の継続的な指導により水質は大幅に改善され、汚染源の少ない上流と下流で水質に大きな差が見られなくなったことから、下流を定期的に監視することにより水質監視が可能であると判断し、令和 4 年度からは下流の一箇所ですべて採水しております。

次に 2 枚目、小樽運河について御覧ください。本編の 29 ページから 31 ページにお示ししておりますが、小樽海域では環境基準が設定され、北海道による監視が行われていますが、小樽市ではさらに、海域の一部である運河についても重要な観光資源であるとの認識から、運河の 4 地点での水質調査を実施しています。海域では指標として COD（化学的酸素要求量）という指標が用いられており、全ての地点において環境基準を達成していることを確認しています。

水質の現状については以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。水質は本編の 25 ページから 28 ページ、海域については 29 ページから 31 ページです。この水質関係の説明について何か御質問や御意見ございますでしょうか。

○A委員

祝津川の BOD ですけれども、明らかに年々と増加傾向にあって、今年も凄い数値となっておりますけど、これは市として何か対策を考えているのでしょうか。それとも、

単に数値だけ計っているものなんですか。

○事務局

祝津川につきましては毎年の懸案事項でありまして、名前は申し上げられないですが、側溝を通して河川に流している水産加工会社がありまして、これは10年来指導させていただいています。下水道を所管している水道局、それから水質汚濁防止法の関係の窓口は環境課ですけれども、3年前に訪問して指導して以降、コロナ禍になった関係もあり、今年に水道局の方で指導しています。あくまでも行政指導はお願いの範囲ということになります。引き続き指導はさせていただきたいと思っております。

あと、資料の数字ですけれども、祝津川のBODが93になってはいますが、小数点を含む93.3が正確な数値となっております。申し訳ありません。

○A委員

指導を無視することはできるのですか。

○事務局

どこまで指導できるかは法的根拠が必要になりますが、法律に位置付けられた行政処分ということになりますと、法的に強制力がありますが、本件はあくまでも行政指導ということで、お願いの範囲でしかできないものですから、それ以上踏み込んだ形の命令や処分ができないものになります。

○A委員

住民から苦情があったとしても小樽市としては何もできないということですか。

○事務局

祝津川につきましては暗渠になっていて、実際に現地調査も行ってはおりますが、直接匂いなどもなく、特に苦情も今までに一回もないような状況ですので、引き続き、粘り強く指導させていただくということしかできない状況です。

○A委員

苦情が無いのでしたらいいですね。ありがとうございました。

○会長

よろしいでしょうか。暗渠だと、原因を特定するというのは非常に難しいことでして、これからも原因特定には至らないかもしれない、ということをお聞きしておいてください。

その他、水質関係で河川、海域、どちらでも構いません。御質問・御意見でございますでしょうか。なければ先に進めてまいります。

次に、騒音・振動や地球温暖化問題について事務局からお願いいたします。

○事務局

続きまして、資料 2 枚目の騒音・振動、そして地球温暖化問題について説明いたします。

まず、「3 騒音・振動」を御覧ください。こちらの環境騒音と交通振動の測定結果については、本編の 38 ページから 39 ページに掲載しております。環境騒音については、住居地域や工業地域、準工業地域など、用途地域の異なる地点において市内 10 カ所の測定を行い、全ての測定地点において環境基準を達成しております。

次に、交通振動についてですが、自動車によって発生する振動の測定を行い、全ての測定地点において要請限度を下回る結果となっております。

続きまして、「Ⅱ 地球温暖化問題」を御覧ください。令和 4 年度からは、第 4 次小樽市温暖化対策推進実行計画【事務事業編】に基づき、市の事業について温室効果ガスの削減に取り組んでいます。この計画では、各温室効果ガスの種類ごとの目標量を積み上げることにより、令和 12 年度時点で基準年度である平成 25 年度から 52%削減することを目標としています。令和 4 年度は、基準年度である平成 25 年度と比較して、温室効果ガス全体の排出量を 33.0%削減いたしました。これは、日常的な省エネの取組や市有施設の統廃合による活動量の減少、高効率の暖房設備の導入、埋め立て処分量の減少によるメタンの排出の減少などが削減の要因と考えております。

騒音・振動の現況、地球温暖化問題については以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。今の騒音・振動、地球温暖化問題について、何か御質問いただけますでしょうか。

毎回言っておりますけど、小樽市はほとんどが環境基準をクリアしておりますので、特に祝津川の場合は継続して見守っていきたいと思いますけれども、幸いその他については特にそれ以上の数字は出てこなく、現状維持を続けていくということと思います。では、先に進めてまいります。

次に、環境基本計画の進捗状況、推進状況の説明を事務局からいただきます。

○事務局

続けて私から報告させていただきます。環境基本計画については、本編の 50 ページ以降に掲載しております。概要の資料では 3 枚目、環境基本計画の環境指標の達成状況についてを御覧ください。現在の環境基本計画は平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間の計画期間でございます。資料には、環境基本計画で掲げる 19 項目の環境指標の達成状況をお示ししており、各指標の達成度は 1 番右の列の達成度によって、達成を「A」、概ね予定通り進んでいるを「B」、遅れているを「C」として 3

段階に設定しております。

指標の①から⑯について御説明いたします。

まず、指標①森林面積につきまして、計画策定時の現状値は森林面積 161.33 ㎢であり、目標値は現状を維持するとしております。令和 3 年度の森林面積の実績値は 160.66 ㎢でありました。森林面積は 1 年遅れで情報が入ってきますので、令和 3 年度の面積を実績値としております。目標値と比較して減少傾向にはありますが、減少分については新幹線や高速道路の造成など、公共性の高い事業による減少であること、また、北海道と連携し森林面積内の事業ということで森林面積の増減はありませんが、植えて、育てて、切って、また植えるという森林の機能を維持する事業を実施していることから、森林の保全に関しては達成度を「B」としてしております。

次に指標②の浚渫工事箇所数につきまして、運河へ接続している 3 つの河川の河口部分に設置されている沈砂池の浚渫工事の頻度を指標としております。令和 4 年度は例年通り、於古発川、色内川、手宮仲川の 3 箇所の沈砂池浚渫、そして浮遊ごみの撤去を行い、河川の水質保全と環境美化に寄与する維持管理業務を行っています。1 回 3 箇所の浚渫を実施して現状を維持しておりますが、目標は現状より増やすこととしておりますので達成度は「B」としてしております。

次に指標③の環境緑地保護地区・自然景観保護地区につきまして、平成 29 年度に中野植物園の指定が解除となりましたので 8 箇所から 7 箇所に減少しましたが、中野植物園については指定解除後も開発行為などの森林伐採はしておらず、自然はそのまま保全されていますので令和 4 年度の達成度としては「B」としてしております。

次に指標④の記念保護樹木・保存樹木・保全樹林につきまして、現状維持しておりますので達成度「A」としてしております。

次に指標⑤、鳥獣保護区面積につきまして、こちらも現状維持しておりますので達成度「A」としてしております。

次に指標⑥、市民体験農園申込件数につきまして、令和 4 年度は新規申込件数が 10 件と増加をしましたが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により十分な誘致活動ができず、全体の申込件数の増加には至らず、平成 25 年度の 120 件より増やすという目標には届かなかったため達成度は「C」としてしております。今後は巡回バスの運用を計画したり、栽培技術に係る説明会も日曜日の開催、農産物の品評会や収穫祭などを通じて活動内容の周知を図るなど、事業 PR に努めるとしてあります。

次に、指標⑦の 대기、そして⑧の水質、⑨の騒音の環境基準超過件数につきまして先ほど御説明したとおり、全て環境基準を達成しておりますので達成度は「A」としてしております。次に、指標⑩の市民 1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量につきましては、平成 24 年度の 1 人 1 日あたり 476g に対し現状より減らすとしており、令和 4 年度は 474g であり、減少しておりますので達成度は「A」としてしております。

次に、指標⑪の市民 1 人 1 日あたりの生活系資源物排出量につきまして、平成 24 年度の 1 人 1 日あたり 138g に対し現状より増やすとしており、ほぼ横ばいの推移ではあります令和 4 年度は 139g と増えておりますので、達成度は「A」としてお

ります。

次に、指標⑫の市民 1 人あたりの都市公園面積につきましては、令和 2 年度を目標達成年度としており、実績値は 11.53 m²と目標値である 12 m²を達成できなかったため、達成度は「B」として終了しているため、令和 3 年度以降は参考値扱いとしております。参考値として、令和 4 年度は 12.03 m²と市民 1 人あたりの都市公園面積が増加はしておりますが、これは人口減少に伴い 1 人あたりの面積が増加しているものです。都市公園の面積自体に増減はありませんが、公園長寿命化計画に基づき、既存遊具の更新などを優先的に行っております。

次に、指標⑬の小樽歴史景観区域につきましては現状維持することとしており、増減がありませんので達成度「A」としております。

次に、指標⑭の指定歴史的建造物の件数につきましては、平成 26 年度と比較して旧小樽保証牛乳など 6 件増加しておりますので達成度「A」としております。

次に、指標⑮の市事務事業からの温室効果ガス排出量につきましては、先ほどの温暖化の御説明では令和 4 年度から開始した第 4 次の計画について御報告いたしました。環境基本計画では第 3 次の計画を指標としております。第 3 次の計画では達成年度である令和 3 年に目標を達成しており、達成度は「A」として終了しております。

次に、指標⑯の市民一人一日あたりの使用電力量につきましては、平成 24 年度の 14.7kWh より減少させるという目標ですが、平成 29 年度から北電から使用電力量のデータをいただけなくなりましたので、国のマニュアルに示されている計算式を用いた使用電力量の参考推定値を記載しております。推定値は平成 24 年度 16.1kWh に対し、令和 4 年度は 15.3kWh と減少しております。

次に、指標⑰森の自然館入館者数につきましては、目標年度は平成 30 年度としており、実績値は 10684 人であり達成度 C として終了しております。令和元年度以降は参考値を示しておりますが、令和 4 年度は前年度と比較して増加しており、今後、入館者数の増加が見込まれます。

次に、指標⑱環境に優しいエコアクションプログラム、小樽エコガイドの配布数につきましては、エコガイドの配布数は目標値を達成しており、達成度は「A」としております。

最後に指標⑲清掃ボランティアや参加者数につきましては、平成 25 年度の現状より増やすことを目標としておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、清掃ボランティア活動の中止があり、大幅に減少しているため達成度は「C」としております。令和 4 年度は前年度と比較して増加しており、コロナ禍前の生活状況に戻りつつありますので、啓発活動を続け、参加者数の増加を図ることとしております。

環境基本計画の環境指標の達成状況につきましては以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。番号⑥、それから今の⑱、それと参考値ではあるんですけども⑰、コロナ禍というのはありましたが、いずれも市民参加のもので人口がだんだん減っている中、計画的に市民の皆さんと一緒に進んで、参加していただ

くしかないということなのですが、環境課におかれましては、頑張ってくださいと思います。

その他、御質問・御意見等ございますでしょうか。

○A委員

環境基本計画の⑥「市民体験農園申込件数」が「C」になっている件ですが、巡回バス出してますけども、確か小樽駅前でしか乗車できないと思いますけど、ルートや乗車できる場所など、色々と検証した方が良いのではないかと思います。農作業する訳ですから、それなりの荷物や格好で待っているんです。それでわざわざ小樽駅前に集合は厳しいかなと思いましたので、その辺は改善すべきではないかという意見を聞いたことがあります、もしよろしければ、言ってくれたら嬉しいなと思います。

以上です。

○会長

A委員の御意見でよろしいですね。はい、事務局いかがでしょうか。

○事務局

担当に確認したところ、ルートや時間が決まっているという話を聞いていますが、おたる自然の村も通るといことも聞いてますので、そこをルートの検討できるかどうか担当に相談させていただきたいと思います。

○A委員

乗降場所、数ですね。

○事務局

はい。ですが、正確には全て把握はしておりませんが、決まっているルートが現在あると聞いております。

○A委員

知っているんですけども、ただ、一箇所ではしか乗れなくて、降りる場所が自然の村と体験農場だけというのがちょっと利便が悪いなと思いますが、できなければいいです。

○事務局

それは、担当課と相談しなければならないので、お約束ということではできるかどうかは判りませんが、相談させていただきたいと思います。

○会長

よろしいでしょうか。

○A委員

はい。

○会長

その他、御質問・御質問ございませんでしょうか。なければ私から。

⑩と⑪なんですけれども、資源を大切にすまちづくりという⑩の方は生活系のゴミを減らす方ですよね。だから、減っていけば評価「B」が「A」になる。今はAの

ままですが、ずっと「A」のまま。⑩の方は生活系の再利用を増やしていくために資源ゴミを増えれば「A」のまま増えるということですよ。線引きが難しく、同じものを出しても、資源として再利用できるものをゴミだとして出してしまうと⑩の「A」が「B」になりますが、逆に、今まで出しているゴミの中で使えるもの、プラスチックや紙などを資源ゴミの方に出していただければ、⑩は減っていくし⑪は上がるということですよ。

○事務局

市としましては、分別を徹底してほしいということですので、当然、分別を徹底すればゴミの方も減りますし、資源も増える。そういう趣旨で指標を設定しております。

○会長

小樽市はかなり分別率はいいはずですので、これもまた月並みですが一層の努力を、市民の方々をはじめとして周知していただくということだと思います。今ある家の中にあるものを資源ゴミとして出せというわけではなくて、ちゃんと分別して使えるものは資源物の方に出せるということ、市民の皆さんとしては大事なことだと思います。御協力をお願いいたします。

○事務局

はい。

○A委員

⑩の環境指標の表現方法は誤解を招きませんか。あたかもごみ増やせと言っているような。

○事務局

⑩の書き方ですね。趣旨としては分別を徹底したいということですが、次の第2次基本計画の指標の方では誤解を招かない表示を考えていきたいと思っています。

○会長

そういうわけで、特に包装紙や食品の箱ですね。クッキーの箱は、そのまま燃えるごみとして⑩に入っちゃうんですね。それをきれいに畳んで紐で縛って出せば、紙ごみとして資源ごみで⑪が増えるということですね。

○事務局

そうですね、包装箱や箱はごみとしてそのまま黄色い袋（燃やすごみ）と出せばごみが増えてしまいますけども、それをきちっと分別して、紙の資源物に出せば資源物は増えるし、ごみは減る。そういう趣旨ではあるのですが、表現が誤解を招くことも考えられますので、次の第2次基本計画では検討したいと思っています。

○会長

よろしくお願ひします。その他、御質問・御意見どうでしょうか。

それでは、令和4年度版「小樽市の環境」について、水質や大気、騒音・振動、地球温暖化、全部含めて、御意見・御質問等ございませんでしょうか。

○OB委員

よろしいでしょうか。

○会長

はい、どうぞ。

○OB委員

初めて参加して、意見というよりは感想みたいなものですが、色々な項目を測定されていて素晴らしいとは思いますが、経年推移が5年しかないというのは、過去にも測定しているのであれば、もったいないなと思うんですが、過去の情報というのはあるのでしょうか。

○会長

かなり昔からやっています。

○OB委員

良くなっている、悪くなっているみたいな資料は10年くらいあれば良いと思います。それを作るのも大変だと思いますので、あくまでも感想です。

○会長

基本的には、これは皆さんに今日お配りしている資料は概要版です。本来、本編は事前に送付していますが、以前は、印刷物を配布していました。こちらはページ数が限られていますので、5年という風に落ち着いてはいますが、今はインターネットで見られますので、配布していないということですね。

○事務局

そうですね、ホームページで公表させていただいています。

○会長

今の御意見はもっともですので、10年くらいの平均値と比べることが多いものから、これから御検討していただければと思います。そういうことですね。

○OB委員

そうです。

○事務局

数値的なものは過去のものもありますが、それを集計して期間を増やす場合、どういう形で示すのがいいのか検討させていただきます。

○会長

はい。データベース化されたあかつきには、よろしくお願ひいたします。

その他、御意見御感想等ございませんでしょうか。

それでは、小樽市の環境についてはこれで終了いたしまして、次に、報告事項の②、環境影響評価法に係る風力発電事業の進捗状況について、御説明お願ひします。

報告事項② 環境影響評価法に係る風力発電事業の進捗状況について
～資料 3)について～

(午後 4 時 10 分～)

○事務局

環境課の富崎と申します。よろしくお願いたします。

環境影響評価法に係る風力発電事業の推進状況について、御報告いたします。

はじめに、お手元にお配りしました資料 3)、A3 の表を御覧ください。環境影響評価についてですが、空港、ダム、あるいは発電所などの巨大施設をつくる際には、事業者が事前に環境調査をすることが法律により義務付けられており、風力発電事業につきましても、一定規模以上のものは実施しなければならない手続きとなっております。手続きとしましては、表の右の方の列、環境影響評価法の手続きと記載している箇所、左から順に配慮書、方法書、準備書、評価書となっております、この順番に手続きをすることになっております。表は大きく 3 つに分かれておりまして、一番上が石狩湾新港地域の港湾区域と陸上の風力についてです。石狩湾新港地域につきましましては、いずれも環境影響評価法の評価書まで手続きを終えており、縦覧手続きをした日付を記載しております。エコパワー株式会社は平成 30 年 2 月、銭函ウインドファーム合同会社は令和 2 年 3 月に運転開始しております。合同会社グリーンパワー石狩は今年度石狩湾新港の洋上において 14 基の組み立て工事をほぼ完了し、運用開始予定は令和 5 年 12 月と聞いております。

別紙 1 を御覧ください。黄色印がエコパワー株式会社の風車 2 基、青色印が銭函ウインドファーム合同会社の風車 10 基、緑色が合同会社グリーンパワー石狩の風車 14 基を示しております。

最初の表資料 3)にお戻り願います。表の中段になりますが、石狩湾沖の一般海域で港湾区域の外側になりますが、御覧のとおり 11 社が環境影響評価の配慮書の手続きを始めております。昨年の御報告では 9 社でしたが、関西電力株式会社と住友商事株式会社の 2 社が追加されております。表の下の※印を見ていただきたいのですが、石狩湾沖の一般海域で洋上風力を進めるためには環境影響評価の手続きとは別に、国が該当区域を再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定する必要があります。その後、入札により事業者を 1 社選定し、その 1 社が事業を進めることとなります。現時点で、石狩市沖が促進区域の指定に向けた有望区域として整備されていることが公表されております。昨年の審議会の後に追加となりました関西電力株式会社の想定エリアは、別紙 11 になりますので御覧ください。石狩市沖の有望区域と一致したエリアになっております。

次に別紙 12 を御覧ください。住友商事株式会社のエリアになりますが、石狩市沖の有望区域を概ねカバーしたエリアで、沖合も含め広めのエリアとなっております。

次に別紙 15 を御覧ください。環境保全の見地から事業者に求める意見として、小樽市が北海道へ提出したものです。本市へは住民から様々な意見が寄せられており、低周波音に関する丁寧な説明、景観の十分な検証、海洋への影響など、できる限り住民の声を盛り込んだ形で昨年同様の意見を述べております。

資料 3)の A3 の表にお戻りください。表の下部が小樽市・余市町・赤井川村の境界付近の陸上風力の双日株式会社と関西電力株式会社の計画になります。双日株式会社の計画につきましましては、本年 1 月から 3 月にかけて準備書の縦覧が行われました。準備書では市が意見を述べるができる最後の機会となっております。

別紙 16 を御覧ください。こちらが、本市が北海道知事へ提出した意見となりま

す。住民の理解が進んでいないことに加え、4つの観点として、1つ目には（生態系への影響）、2つ目には（土砂災害への懸念）、3つ目には（景観上の影響）、4つ目には（自然遊歩道への影響）の観点から疑問を呈さざるを得ないことから、本事業計画を是認できない旨を6月13日に北海道知事へ提出しました。その後、双日株式会社では、6月26日付けで北海道へ本事業の廃止届を提出しております。理由としましては、昨今の資材高騰も含め様々な観点により事業計画の検証を行った結果、投資基準に合致せず、本事業の実施は困難であるためとのことでした。

陸上風力のもう1つの関西電力株式会社の計画につきましては、昨年の本審議会で報告した後はまだ動きはありません。

以上、環境影響評価法に係る風力発電事業の推進状況についての報告となります。

○会長

はい、ありがとうございました。何か御質問・御意見ございましたでしょうか。これは、別紙13の双日と別紙14の関西電力はほぼ同じ場所ですね。

○事務局

別紙13と別紙14は重なってはいないです。

○会長

小樽市と余市町の間の上陸ですね。

○事務局

エリア自体は重なってはいないのですが、ほぼ隣で、双日の方は小樽市と余市町の境界で、別紙14の関西電力は小樽市と赤井川村の境界になります。

○会長

そちらの方はまだ先の話ですけれども、影響はないのですかね。洋上は概ね順当に出したわけですが、陸上は2つあって1つはどうですか。

○事務局

意見を述べるに当たり、環境影響評価の手続きは配慮書、方法書、準備書、評価書の段階がありますが、準備書の段階で、例えば初めて正確な風車の配置位置が判ったり、写真に風車の絵を付けたフォトモンタージュが示されたり、あと生態系の影響につきましても具体的な調査は準備書段階で示されるものですから、関西電力も今のこの段階でエリアを示しているだけでは、影響があるとかないとかは、はっきり申し上げることはできません。仮に、この環境影響評価が判断できるところまで進められた場合、市として個別に判断していくことになります。

○会長

準備書が出てこない限り、判断は尚早だということですか。

○事務局

そうですね。

○会長

判りました。その他、御意見・御質問はございますでしょうか。また、審議事項では

なく、報告の段階ですが、報告事項をいただきました。それではないようですので、議題の(2)審議事項、第2次小樽市環境基本計画の策定について、事務局からお願いします。

(2) 審議事項

第2次小樽市環境基本計画の策定について

～資料4、資料5、環境基本計画の策定とスケジュールについて～

(午後4時21分～)

○事務局

環境課の岡本と申します。こちら私の方から説明させていただきます。

まずは、資料4の方を御覧ください。第2次小樽市環境基本計画の作成についてでございます。

1番目は環境行政のマスタープランになっております。環境基本計画につきましては、環境基本条例で策定が規定されているものでございます。第1次の計画が令和6年度で終了することになりますので、令和5年、6年度の2か年で作成する予定でございます。基本理念はここに記載してございますが、良好な環境を確保して将来の世代へ継承していく、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会を構築する、市民、事業者、市が相互に協力連携する、地球環境保全に自主的かつ積極的に取り組むとしております。

2番の社会情勢、環境問題の大きな変化への対応につきましては、特に赤字になっているところがキーワードになってございます。持続可能な開発目標、SDGs、パリ協定、2050年カーボンニュートラルの表明、小樽市におきましてはゼロカーボンシティ小樽市の表明、それから温暖化対策推進実行計画区域施策編の策定、また将来の再エネ導入目標の設定などがございます。また、海洋プラスチック、食品ロスという、こういった社会情勢、それから新たな環境問題に対応した環境基本計画、こういったものを策定する必要があります。この矢印の下のほうになりますけれども、これを受けまして環境の分野につきましては、現計画が6つの分野に分かれてございます。自然環境、生活環境、社会環境、それから廃棄物・資源循環、地球環境、環境学習・環境活動で構成しております。この構成をベースに検討していくことになるかなと思っております。

次に、4の計画の内容につきましては、(1)の計画の基本的事項、それから(9)その他まででございます。記載のとおりでございますけれども、これは2枚目のスケジュールと合わせて説明させていただきたいと思っております。先に、5番目の現計画からの変更点でございますが、第1次環境基本計画におきましては、計画期間、これは10年としておりますが、第2次計画につきましては、温暖化対策推進実行計画事務事業編と区域施策編、これを2030年度、令和12年度を終了としておりますので、終了年度を合わせまして令和13年度以降につきましては、計画を統合する格好で、第2次基本計画につきましては、令和7年から12年度の6年計画にしたいと考えております。

次に、2つ目(2)気候変動適応計画の内包でございますが、これまで温室効果ガスの排出は抑制するとします、温暖化対策推進実行計画区域施策編、これが一般的に緩和という形で言っております。それと既に現れている気候変動に適応していく、一般的に適応と言っております。適応に該当する部分、気候変動適応計画を内包する形で考えたいと思っております。大きな変更というのがこの2点でございます。

次に、資料5のスケジュールと先ほどの計画内容と見比べながら見ていただければと思っております。資料5の(1)計画の基本的事項と市の概況及び環境につきましては7月から9月にかけて既に整理をしております。10月の部分、検討審議ということで緑色

に整理しております。その下の方にも緑色に整理している部分がございますが、庁内、市役所内で課長クラスと部長クラスの会議をした後に環境審議会という形で3つの会議を開催しております。本日が10月の審議会の会議に該当するものでございまして、先ほど、市長から諮問をいただいたような格好になっております。その後は(3)環境の現状等の整理、(4)施策ごとの課題の整理、(5)望ましい環境像の検討、アンケート調査の実施、ワークショップの実施を予定しております。これらを取りまとめて、2月から3月にかけて2回目の検討審議を予定しております。令和6年度につきまして4月以降になりますが、(6)施策の検討及び指標の設定、それから(7)気候変動適応計画の内包、それと(8)計画の進行管理の手法、ここまでをまとめまして、その後はパブリックコメントに付ける(案)の状態、8月ごろ検討審議を実施したいと考えております。その後は、パブリックコメントを実施し、計画案修正の上、12月末から1月にかけて最後の検討審議を行いまして、審議会から答申をいただく予定でございます。内容の決定後は、印刷して、3月末までに製本も完成したと考えております。

資料4と資料5の説明につきましては、以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。資料の4、5につきまして、何か御質問がありますでしょうか。

○A委員

今年度の委員って、基本的に令和5年度8月までですか。次年度の8月はどちらに入りますか。

○事務局

任期は9月末までですので、現委員で8月まで検討していくことにはなりません。

○A委員

はい、ありがとうございます。

○会長

2年間かけて環境基本計画を作っていくため、来年度は少しタイトになります。タイトな理由は、3月に提出ではなく、3月に印刷・製本をして完成してなければならないことから、御協力よろしく願いいたします。

その他、ございませんでしょうか。

では、審議事項の続き、資料6以降の残りを御説明ください。

○事務局

それでは、資料6の第2次小樽市環境基本計画をご覧ください。

まずは、1枚目めくっていただきまして目次がございます。今回は第1章の「計画の基本的事項」と第2章の「市の概況及び環境」までということになりまして、第3章以降は、次回、審議会まで、順次追加していく形になります。今回は基本的事項が中心ということになりますので、本編の構成を中心に説明させていただくような形になります。

ページ目を御覧ください。第1章、計画の基本的事項をまとめております。その裏の2ページ目からその内容になりまして、2ページ目、まず計画策定の背景目的、まず、背景が上になりまして、目的の方を記載しております。右側の方の2ページ目に

つきましては計画の位置付けということで緑色の濃い緑色、これが第2次小樽市環境基本計画ということになります。あと関連する法令としましては、真ん中の中央の上の方は環境基本法でございます。左側の方に地球温暖化対策法、右の方に気候変動適応法というのがございますので、こういった関係法令との関係を示してございます。

次3ページを御覧ください。4ページは計画の対象でございます。こちら6つの分野ということで示しております。先程の自然環境、生活環境以下6つの分野に区分しております。下段の方の計画の期間につきましては、令和7年度から令和12年度までを基本計画の期間としております。

次に5ページには計画策定の方向性として、近年の社会情勢、それから新たな環境の問題に則した内容になっているということで、こちら最近の話題になっている部分を記載しております。

次に6ページの方を御覧ください。こちら各自治体の役割として住民・事業者、市の役割と記載しております。基本的には環境基本条例の言葉を引用しておりますが、条例には市民の責務、もしくは事業者の責務という言葉で書いておりますけれども、計画では役割というような形で、言葉を優しい言葉に直しております。

次に7ページは計画の構成になりまして、第1章は今、説明した内容になります。第2章につきましては次のところで説明させていただきたいと思っております。

次に8ページが第2章についての表紙になりまして、9ページから第2章の内容になってございます。まず、1番目として小樽市の概況となります。まず9ページが位置・地勢、10ページは沿革、11ページは気象、12ページに(4)として人口・世帯の数値、13ページに産業について、16ページに土地利用について、17ページは交通について記載しており、19ページまでが小樽市の概況ということで整理させていただいております。

次に20ページからは自然環境ということで、まず(4)の森林についての記載、それと下段の方には河川について記載しております。21ページには海岸、22ページに保全地域等、24ページは植物について記載しております。26ページからは動物について最後29、30ページは自然との触れ合いの場、それから市民意識が最後という形になります。市民意識の部分につきましては今、アンケートを実施している最中でございます。調査結果を基に次回に示したいと考えております。

次に31ページ、こちら生活環境ということで大気質に始まりまして、34ページには水質、36ページからは騒音・振動・悪臭、40ページからは生活環境に関する苦情、41ページからは市民意識ということで、こちらアンケート調査後に載せさせていただきます。

次に42ページは廃棄物、それから資源循環についてこちらから記載しております。ゴミの処理についての記載、1ページめぐりまして3R、それから市民意識という形で予定しております。

次に45ページは社会環境についての記載しております。公園・緑地に関する記載、右のページには水辺に関する記載、47ページは景観、48ページは歴史的・文化的遺産についての記載しております。最後50ページにつきましてはこちらも市民意識という形で整理しておくように考えております。

次に51ページを御覧ください。こちら地球環境についての整理しております。地球温暖化については51ページから記載してございます。53ページ、54ページにかけまして酸性雨、それからオゾン層の破壊、それからエネルギーということで、エネルギーにつきましては54ページから最後57ページまでございまして、最後、市民意識という形で整理しております。

58ページからは環境学習、環境情報、環境活動、それから最後、市民意識という形

で整理したいという風に考えてございます。これら本編で予定している内容になります。また、今、説明させていただいた資料 6 でございますが、令和 4 年度を最新のデータとして作っております。この計画は来年令和 6 年度に完成しますので、この最新データが令和 5 年度に置き換わります。今は 4 年度までが最新データですがけれども、来年は令和 5 年度が最新データになりますので、データを置き換わるということだけ御承知いただきたいと思います。今回は基本的事項が中心になりましたけれども、次回はアンケートを取りまとめまして、課題の整理だとか、望ましい環境像をこういったものを示す予定でありますので、本編中心に説明して、御意見いただきたいと考えております。

次、資料 7 を御覧ください。こちらアンケート調査と環境ワークショップの実施について概要をまとめたものでございます。市民アンケートにつきましては市民 1,800 人、それと事業者 500 事業所対象に 9 月 26 日に発送しまして、10 月末までに回収する予定で今、実施しております。ワークショップ、右側になりますが、20 名程度を募集いたしまして、小人数のグループに分かれて意見を出し合うスタイルで、11 月 18 日に実施したいと考えております。

次は資料 8、市民向けアンケートになります。目的としましては課題の抽出、それから施策等への意識啓発、新たな動向の把握、そういったものを目的としまして市民向けアンケート、資料 8 として発送させていただいております。

続きまして資料 9 になりますけれども、これは事業者向けのアンケートでございます。こちら市民向けアンケートと同様になりますが課題の抽出、それから施策等への反映、意識啓発、新たな動向の把握、そういったものを目的としましてアンケートの方を発送させて頂いております。

次に資料 10 の方をご覧ください。こちらは環境ワークショップのリーフレット 1 枚ものを送付させていただいております。こちらは市民向けアンケートを送る際にも同封させていただいております。先般、環境審議会の団体からの推薦を頂いている委員の皆様へ募集の案内の方を配布させていただきました。御興味ある方がおられましたらお声掛けの方御協力いただければと思います。環境審議会としまして環境審議会委員の立場としてのワークショップへの参加は特に予定していません。ただ、一般参加という形では参加することはできますので、御希望される方がもしいらっしゃいましたら事務局の方にお問合せいただければと思っております。

説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。小樽市の概況や現在行っている小樽市の環境行政、施策について総まとめということで、これから先、市民、あるいは事業所のアンケート結果を踏まえて、これから小樽市がどのようにしていけばよいのかというのをまとめて、来年度の 4 月、5 月に整理し、それが合体して、12 月から 1 月上旬までに計画の方に反映するというので、短期間だと思いますけど、よろしく願いいたします。

この件につきまして、何か御意見・御質問ございますでしょうか。

○A 委員

質問、よろしいですか。

○会長

はい、どうぞ。

○A委員

今日問われた、この第2次小樽市環境基本計画ですけれども、今、手元に第1次がないですけれども、今回の計画の部分で第1次と第2次で大きく変わったことはございますか。

○事務局

まだ、今回の部分は、基本的事項の部分だけですので、第3章以降がどうなるかというところなんで、今のところは現状の構成となっています。

○A委員

つまりほとんど第1次と変わらないということですか。

○事務局

今はまだ。ただ、先ほどお伝えしたとおり今の計画との大きな変更点としては期間を10年から6年に変更するという点です。

それと、気候変動適応計画などの辺りは変えると思いますけれども、この先の課題についての組立てはアンケート結果を集計した中で変更が出てくるのではないかと思います。

○A委員

はい、ありがとうございます。

○会長

新しい項目が入ってきています。SDGsもそうですし、ゼロカーボンもそうですし、時代とともに導入しなければならなくて、新しい項目を入れていかないと、古臭いものを作ってしまうので、できる限り新しいものを作っていくということで、これから先、また、何が出てくるかは分からないので、その都度、皆さんに御審議いただくことになるかもしれません。よろしくお願いします。

その他、ございませんか。

○C委員

よろしいですか。「小樽市の環境」の概要説明に戻るんですけど、小樽市の騒音・振動のものが全て基準内であるという御説明を受けたんですけども、この今回の、このグループの騒音というのは最高値を示しているんですか。うちは小樽駅前の街の真ん中に職場があるんですけど、夜中の若者なのか暴走族みたいなバイクの音がすごいんですよ、夜の8時ぐらいとかね。一瞬でもそういうのがあれば、こういうのは上がるのかなと。凄いうるさいんですよ。まあ、経験されている方もいると思うんですけどね。バリバリバリバリって。

○事務局

騒音・振動は用途区域ごとに、例えば第1種低層住居区域とか、色々な区分があって、区分ごとに機械を置いて、10箇所サンプリングしてずっと休みなく計っていますので、瞬間的に、例えばうるさい音とかあっても反映しないこととなります。

○C委員

なるほど。

○事務局

ですから、一瞬、暴走族とかうるさい車がバツと通っても超過ってことにはならないかなと思います。

○C委員

わかりました。もう一点なんですけど、先ほど説明のありました第2次環境基本計画49ページの写真なんですけどね、旧日本石油倉庫と小樽聖公会と猪俣邸の記載があるんですけど、やっぱり旧日石倉庫（運河公園休憩所）とか、猪俣邸は旧がつくと思うんですけど、旧猪俣邸（銀鱗荘）と入れるのが優しい記載の仕方かなと思うんですけどね。

○事務局

わかりやすいように、新たに検討していきたいと思います。

○C委員

その前の、朝里ダムのところには（朝里ダム）って書いてるんですよ。

○事務局

そうですね。極力わかりやすいように、今後、直していきたいと思います。

○会長

最初のゲラ版ですので、皆さんの御意見を踏まえて、変えていく所は変えていくというにします。まだ、アンケートについては、一切話していないので、令和5年の今年の9月現在の出来具合というふうに捉えていただきたいと思います。

○D委員

環境ワークショップについてなんですけど、ちょっとイメージがあまりできないので、もうちょっと詳しく説明していただくと、担当課の人に説明できるので、お願いできますか。

○事務局

はい。まず、いくつかのテーブルを設けまして、各テーブルごとにテーマを決めます。例えばこのテーブルがごみの問題、このテーブルが自然の問題、このテーブルが地球環境の問題という、テーマごとのテーブルを設けまして、少人数グループ編成によりテーマについて話し合ってもらい、その他、メンバーを入れ替えて、テーブル自体のテーマは変わらないんですけども、メンバーを入れ替えて、違うメンバーで同じテーマについて話し合ってもらって、そこで出た意見を集約するというような形式で考えております。

○D委員

とりあえず環境について興味ある人が来るとすごく盛り上がるということですね。

○事務局

そうです、はい。

OD委員

わかりました。

OE委員

質問があります。**資料6**の7ページの目次ですけれども、細かくてすみません。他の資料では自然環境、生活環境に次に、社会環境から廃棄物の順番になっているんですけれども、この資料だけ順番が入れ替わっていて、何か理由があるのかなと思ひまして。

○事務局

整合性はこれから直させていただきます。

OE委員

はい、以上です。

○会長

その他ございますでしょうか。ここで、議題の報告事項と審議事項は終了ということになります。全体を通して言い忘れたこと、全体を通しての御意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

○OA委員

風力発電で1件、陸上の関西電力の話ですが、とりあえず方法書出していないとおっしゃっていましたが、何か関西電力の方で、現在何か動きはあるのでしょうか。

○事務局

今、配慮書まで出している状態で、次のことはまだ聞いていません。

○OA委員

あれから何も音沙汰無しで動いていないということですか。

○事務局

具体的なものはまだ聞いてないです。

○OA委員

わかりました。あと、いつもですと報告事項に、ゴミの搬入量とかあったんですが、なくなったのは何か理由があるんですか。

○事務局

ゴミと資源物に関しまして、基本的には環境基本計画に内包されているということは、先ほどの指標の⑩と⑪で報告させていただいています。今、環境の新たな問題の環境基本計画とか実行計画とか、アセスメントなど色々とありますので、バランスを絞って、ゴミだけに特化して数値の説明とか、その辺は省略させていただきたいなと思ひまして。何か質問等ございましたら、お答えをさせていただきたいですけれども、別紙での正解な数値等の説明は、省略させていただきたいなと思っております。

○OA委員

はい。わかりました。ありがとうございます。

○会長

あと、先程、B委員の御意見でいただいたんですけど、小樽市の環境のデータは10年くらいみればいいですか。

○B委員

あればあるだけ。今、この第2次基本計画のを見るとちょっと長めになっているので、これくらいあった方が見やすいかなと思います。

○会長

第2次基本計画の31ページから、大体10年分くらい記載していますね。
その他、御意見・御質問等ございませんでしょうか。なければ「6 その他」について、事務局からお願いいたします。

○事務局

環境基本計画の審議事項につきましては、資料が当日配付となり申し訳ございませんでした。もし、御意見がございましたら、今月中でしたら受け付けたいと思いますので事務局へ御連絡いただければと思います。
以上でございます。

○会長

はい、事務局から何か次回について御連絡ありますでしょうか。

○事務局

今回は先程、申し上げましたとおり2月から3月ということで、お知らせさせていただいたんですけども、おそらく中に議会が挟まるので、3月の後半になるかとは思いますが、また、改めて御連絡させていただきたいと思います。
以上でございます。

○会長

はい。それでは丁度時間になりましたので、今日は、報告事項、審議事項資料がたくさんあったものですから、少し急がせていただきました。
それでは以上をもちまして、令和5年の第1回小樽市環境審議会を終了させていただきます。皆さんの御協力により円滑な進行が滞りなく進められたと、お礼申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会

○生活環境部次長

八木会長、どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和5年の第1回小樽市環境審議会を閉会とさせていただきます。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

午後4時55分閉会

以上